

## 御船町恐竜博物館広報連携事業実施要項

### 1 目的

町内の店舗等に「御船町恐竜博物館常設展観覧割引券（以下「割引券」という。）を設置し、その情報を恐竜博物館のホームページ等で広報することによって、博物館利用者の町内店舗等への回遊促進を図るとともに、広報に関する相互連携を推進する。

### 2 実施時期

令和3年9月1日から

### 3 配布対象

御船町内の店舗等

### 4 募集及び参加方法

- (1) ホームページや広報みふね等で事業を告知する。
- (2) 事業への参加を希望する者は「御船町恐竜博物館広報連携事業申込書（様式第1号）」を提出する。
- (3) 参加者は割引券とポスターを受領し店舗へ設置する。
- (4) 恐竜博物館はホームページにて事業の広報を行うとともに、「割引券設置店舗」として参加店舗名を記載する。
- (5) 対象の事業者は原則「御船町観光情報サイト」に掲載の店舗等に限る。

### 5 その他

- (1) 券面の表記に従い個人観覧料から50円引き、1枚につき19人まで有効とする。
- (2) 割引券の設置店舗等は、利用者とのトラブルを避けるため、配付に際して購入金額等の特別な条件を付さないこととする。
- (3) 割引券がなくなり次第ホームページでの事業の告知は終了するが、残りの割引券の配付は継続とする。
- (4) 御船町及び御船町教育委員会が所管する御船町役場周辺敷地内の施設には設置しない。